

第4章 施策の展開

基本目標 1

男女共同参画社会の実現と 多様性の尊重に向けた意識づくり

基本的な課題 1-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識の醸成

現状と課題

性別にかかわらず、誰もが個人として尊重され、仕事、家庭、地域生活などあらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」の実現にあたっては、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめ、お互いの人権を尊重する意識を一人一人が持つ必要があります。

市民意識・実態調査では、各分野の男女の地位の平等について、「政治」「社会通念や慣習・風潮」「社会全体で見た場合」などで男女ともに不平等感が強くなっています。

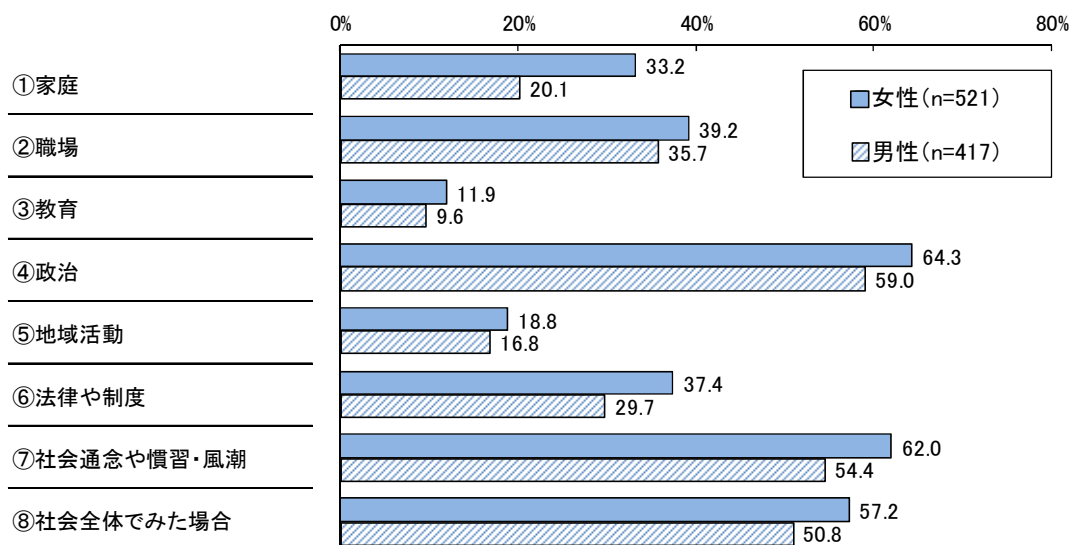
「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識については、男女ともに「同感しない」割合が高くなっていますが、依然として男性の約15%、全体では約1割が「同感する」と回答するなど、固定的な性別役割分担意識が残っていることがうかがえます。

このような男女の不平等感や固定的な性別役割分担意識の背景には、長年にわたり人々の中に形成された性別に関する偏見や男女それぞれの性別への固定観念及びアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が存在することがあげられます。

そのため、一人一人が男女共同参画の視点を持つことができるよう、様々な機会や場面において、継続的な啓発活動、学習機会の提供を行うことが重要です。

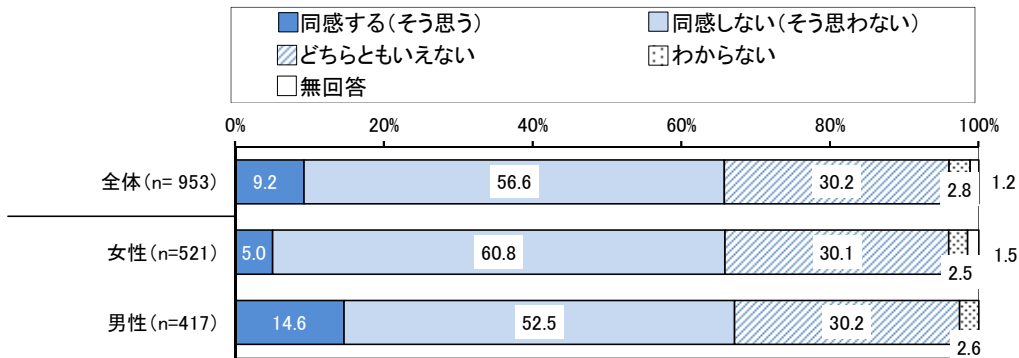
また、次代を担う子どもたちの男女共同参画意識をはぐくむ上で、学校教育等が果たす役割は非常に大きなものがあります。家庭や学校など、あらゆる場面で男女共同参画の視点に立った学習機会の充実が求められます。

各分野の男女の地位の平等（「男性の方が優遇されている」と思う割合）【性別】



資料：市民意識・実態調査

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について



資料：市民意識・実態調査

施策の方向性 1 - 1 - ① 男女共同参画に関する教育・啓発の推進

固定的な性別役割分担意識の解消のために、様々な媒体を活用して、市民に向けて広く意識啓発を行います。

◆男女共同参画に関する講座や啓発活動の推進	
取組内容	担当課
学習機会を提供し、地域での男女共同参画を推進するとともに、講座や男女共同参画情報紙を通じて市民の意識啓発を行います。 【具体的な事業内容】 ■男女共同参画の推進に資する市民講座の開催 ■男性に向けた男女共同参画の情報発信 ■男女共同参画に関する法令、条例の周知 ■男女共同参画コーナーの充実・利用促進 ■男女共同参画の推進に資する啓発展の開催	人権推進課 生涯学習課
◆広報紙・ホームページ等による男女共同参画に関する広報活動の推進	
取組内容	担当課
男女がお互いの人権を尊重し、男女平等の意識を持てるよう、市民に向け、男女共同参画に関する情報提供を行います。 また、市民編集協力員と協働し、男女共同参画情報紙を発行することで、市民の理解と意識啓発を図ります。 【具体的な事業内容】 ■市の刊行物等における男女共同参画の視点の徹底 ■男女共同参画情報紙の発行 ■広報紙やホームページを利用した意識啓発 ■広報紙やホームページを通じた家庭教育情報の提供	人権推進課 生涯学習課 関係各課

◆事業所等に向けた男女共同参画意識の高揚	
取組内容	担当課
男女共同参画の推進への取組やLGBTQ（性的マイノリティ）への理解促進に取り組む事業所を認証する制度を整備し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	人権推進課
【具体的な事業内容】 ■男女共同参画の推進等に取り組む事業所認証制度の運用・周知 新規	

施策の方向性 1-1-② 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

教育及び保育の場において、児童生徒の発達段階を踏まえ、性別にとらわれず一人一人の個性と能力を大切に、他人を尊重することができるよう、男女共同参画の視点に立った教育及び保育を実施するとともに、子どもの多様な悩みに対応する相談体制の充実を図ります。また、保護者をはじめ、教職員や保育士等、子どもの価値観の形成に大きな影響を与える大人に対する啓発に取り組めます。

◆男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	
取組内容	担当課
男女が互いを尊重し合うことができる、差別のない社会の構築に向けて、男女の性別による役割分担にとらわれない考え方を身につけることができる教育及び保育に取り組めます。	保育課 学校教育課
【具体的な事業内容】 ■保育所等における男女平等意識の形成 新規 ■男女平等の視点を取り入れた学校教育・保育の推進 ■男女平等教育の推進 ■教育相談の充実	
◆保護者や教職員等への啓発活動	
取組内容	担当課
児童や生徒にとって身近な存在である保護者や教職員等の意識啓発に向けて、学校及び保育園での男女共同参画推進教育を通して、保護者への啓発を図るとともに、教職員等の意識啓発と資質の向上を図ります。	保育課 学校教育課
【具体的な事業内容】 ■教職員研修の充実 ■保護者への啓発の充実	

◆性別に基づく無意識の思い込みにとらわれないキャリア教育の推進	
取組内容	担当課
性別ではなく、個性に応じた進路指導を充実することによって、児童や生徒がアンコンシャス・バイアスに基づく考えにとらわれない生き方や働き方を考える機会を提供します。	学校教育課
【具体的な事業内容】 ■進路指導の充実	
◆国際的な視点を持った男女共同参画の推進	
取組内容	担当課
一人一人が国際的な視野で男女共同参画社会を認識し、多様な文化や価値観に触れ、一人一人の個性や違いを認め合う意識を醸成することができるよう、国際理解教育や国際交流の促進に取り組みます。また、SDGs（3ページ参照）における「ジェンダー平等」をはじめとする男女共同参画の世界的な動向に関する情報の収集と発信に努めます。	人権推進課 学校教育課
【具体的な事業内容】 ■国際理解教育の推進 ■男女共同参画に関する世界の動向についての情報発信 新規	

基本的な課題1-2 多様性の尊重の推進

現状と課題

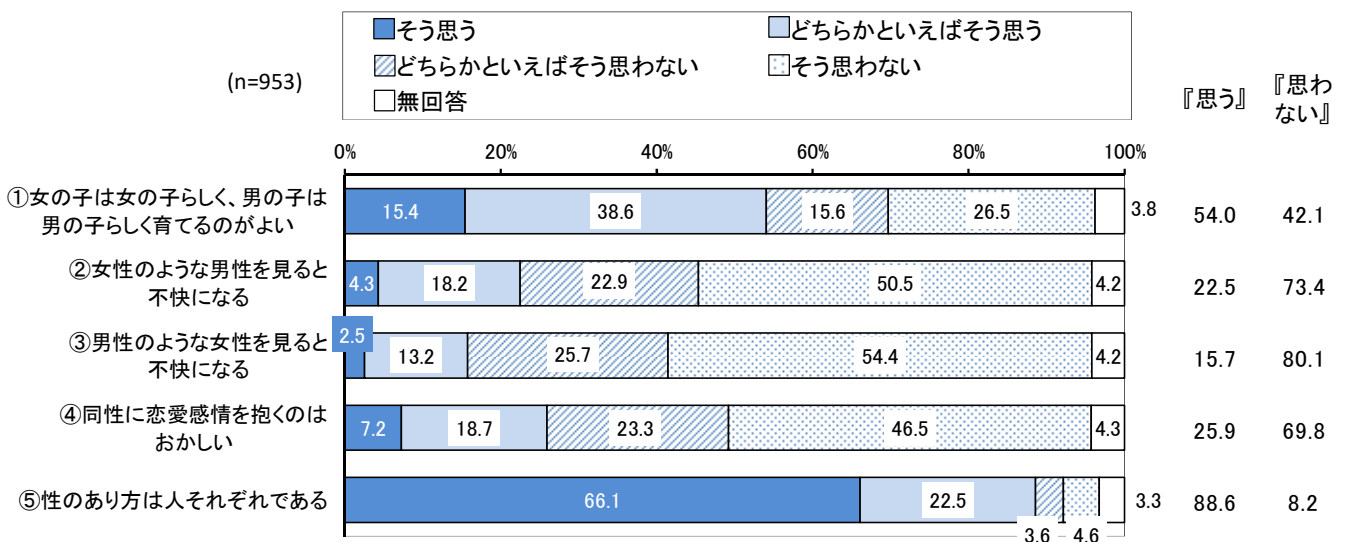
性別にかかわらず、誰もが個人として尊重され、仕事、家庭、地域生活などあらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を進めることは、「男女」ととどまらず、年齢、国籍、性的指向及び性自認に関することを含め、幅広く多様な人を包摂するインクルーシブな社会の実現を目指すことでもあります。

市民意識・実態調査では、「性のあり方は人それぞれである」という考え方について、『思う』割合は9割近くに達し、「同性に恋愛感情を抱くのはおかしい」などの差別的な考え方については、『思わない』が約7～8割となっています。

社会全体が互いの違いを認め合い、多様性を尊重することができるよう、人権教育や意識啓発を推進する必要があります。

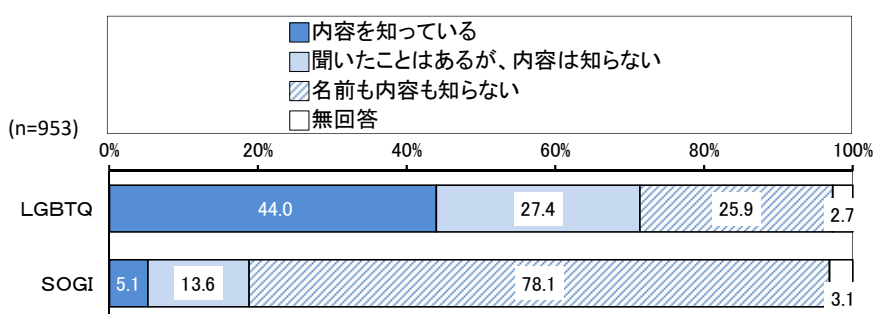
市では、令和2年11月より、性の多様性を尊重するパートナーシップ宣誓制度を導入しています。必要とする当事者に制度の利用を促すとともに、LGBTQやSOGI（性的指向・性自認）に関連する差別や偏見が解消されるよう、市民に対して制度の目的について周知を行い、理解を促すことで、多様性を認め合える社会づくりを推進します。

性の多様性についての考え方



資料：市民意識・実態調査

性の多様性に関連する用語等の認知度



資料：市民意識・実態調査

施策の方向性 1 - 2 - ① 性の多様性に対する理解の促進

LGBTQに対する差別や偏見が解消され、多様性を認め合うことのできる社会の実現を目指し、性の多様性に対する理解の促進とパートナーシップ宣誓制度の普及に努めます。

◆LGBTQ(性的マイノリティ)・性の多様性に関する理解促進	
取組内容	担当課
<p>性的指向や性自認を理由とする偏見や差別により困難な立場に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、LGBTQに対する理解促進に取り組みます。</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■LGBTQ（性的マイノリティ）への理解を深める情報発信 ■LGBTQ（性的マイノリティ）への配慮等に取り組む事業所認証制度の運用・周知 新規 	人権推進課
◆パートナーシップ宣誓制度の促進	
取組内容	担当課
<p>LGBTQや事実婚カップルの方が生活する上での負担を軽減し、市が当事者の関係を尊重し、寄り添っていくことを目指し制定した「北本市パートナーシップ宣誓制度」について、必要とする人が制度を利用できるよう、制度の周知を徹底するとともに、市民全体への理解醸成につながるよう、広報活動に努めます。</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■北本市パートナーシップ宣誓制度の運用と周知 新規 	人権推進課 関係各課

基本目標 2

男女がともに活躍できる環境づくり
【北本市女性活躍推進計画】

基本的な課題 2-1 政策・意思決定の場における女性の活躍促進

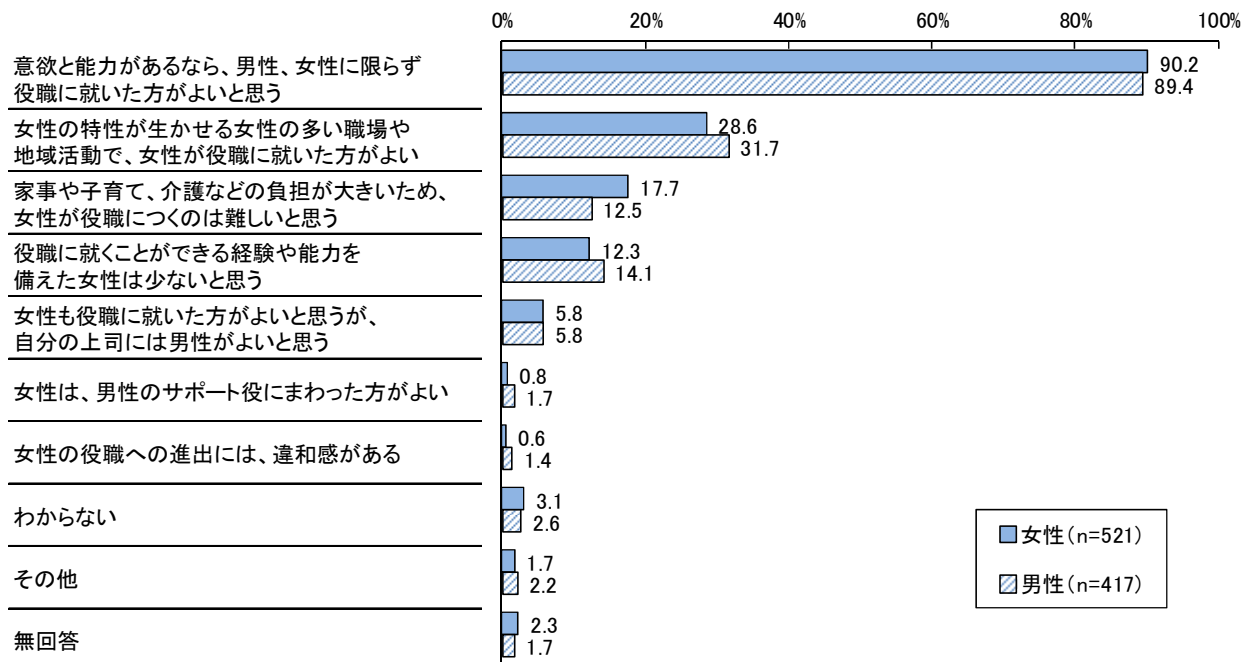
現状と課題

本市では、審議会及び委員会等への女性の登用推進について、第一次北本市男女行動計画から取組を継続してきました。前計画では審議会等の委員における女性の割合を40%とすることを目標としてきましたが、令和4年度で27.7%と、目標達成には至っていません。また、委員が任用されている審議会及び委員会等の総数40のうち、女性がゼロの審議会等の数は8となっています。

市民意識・実態調査では、管理職や政策・方針決定の場への女性の進出について、「意欲と能力があるなら、男性、女性に限らず役職に就いた方がよいと思う」が男女ともに9割近くを占めています。

政治及び経済をはじめ、地域活動などあらゆる分野における方針及び意思決定の場に女性の視点を取り入れられるよう、その重要性の普及啓発に引き続き取り組むことが重要です。

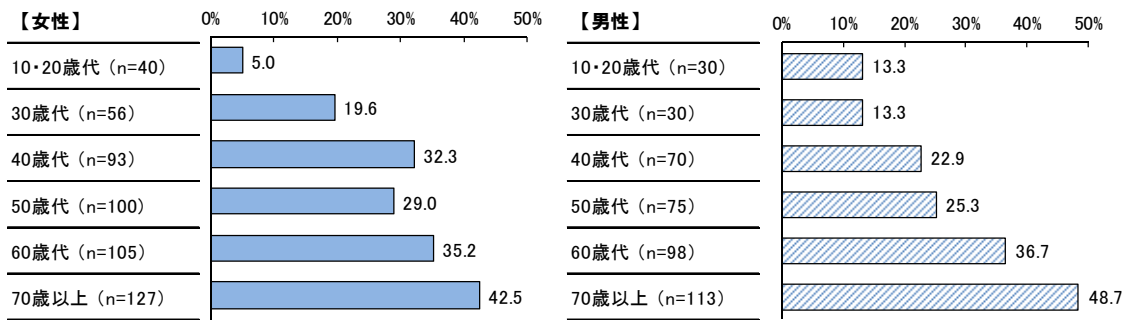
管理職や政策・方針決定の場への女性の進出について



資料：市民意識・実態調査

地域活動への参加については、前回調査に比べ大きく減少していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出や活動の自粛の影響によるものと考えられます。参加している人は男女ともに年齢が高いほど多く、居住地ごとに参加状況にやや差があることから、地域の実情に応じてあらゆる世代が男女共同参画の視点から地域活動に関わることができるような取組が重要となっています。

地域活動の参加状況【性・年齢別】



資料：市民意識・実態調査

施策の方向性 2-1-① 市政や地域活動における女性の参画促進

地域における政策及び意思決定過程において女性の視点を反映することができるよう、審議会及び委員会等において男女比に偏りが生じないように積極的な女性の登用を行います。

◆審議会・委員会等委員への女性の登用推進	
取組内容	担当課
<p>多様な人材を活用し、市政やまちづくりに様々な意見を取り入れることができるよう、各種審議会及び委員会等委員への女性参画を促進し、その割合を高めるように努めます。特に、女性委員が1人も登用されていない審議会及び委員会について、女性の参画を促進する取組を強化します。</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 審議会・委員会等委員への女性の登用推進 ■ 男女の偏りのない審議会運営の推進 	<p>人権推進課 関係各課</p>
◆地域活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進	
取組内容	担当課
<p>地域の活動においては、女性の参加が見られるものの、自治会長においては女性の割合が少ないことから、女性が積極的に参加できるような運営の支援を行います。</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自治会活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進 	<p>くらし安全課</p>

基本的な課題2-2 ワーク・ライフ・バランスの実現

現状と課題

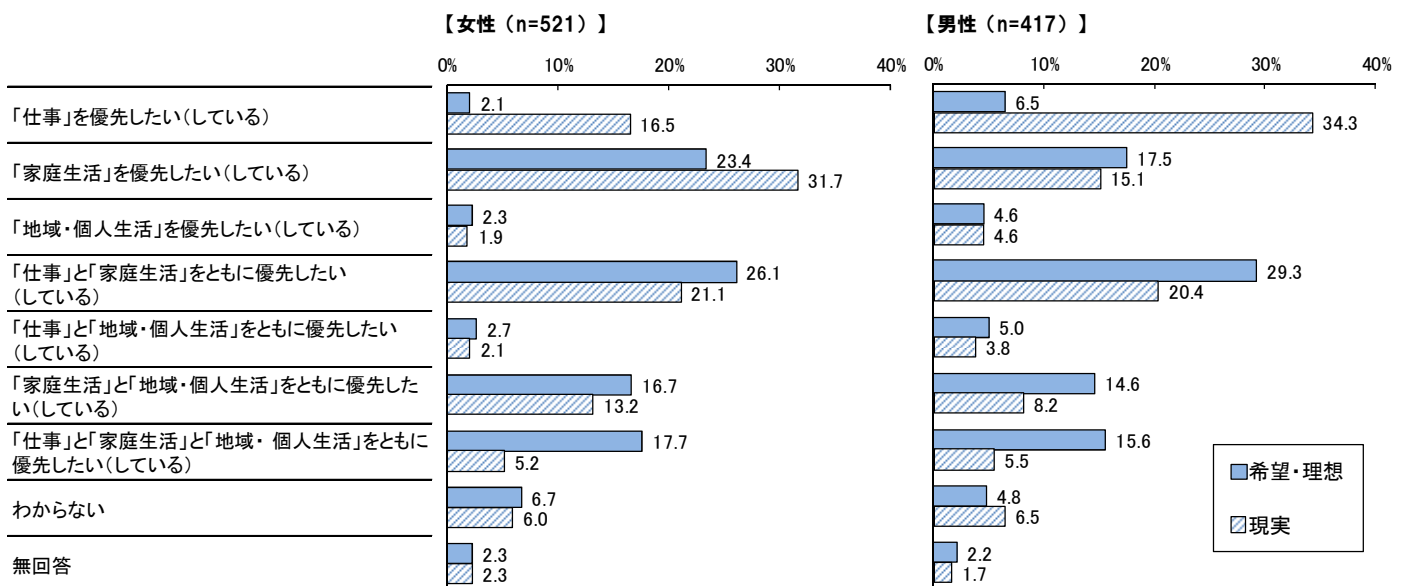
生産年齢人口の減少により、社会の成長が阻害されることが危惧される中、活力ある持続可能な社会を実現するためにも、女性の活躍が求められています。女性があらゆる分野で活躍するためには、男女がともに仕事と家庭生活を両立できるワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠となっています。

ワーク・ライフ・バランスの実現にあたっては、働く場における女性の活躍を推進するとともに、長時間労働などの従来の働き方を見直す働き方改革と両輪で進めることが重要です。

市民意識・実態調査では、ワーク・ライフ・バランスについて、希望・理想では、男女ともに『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい』が最も高くなっていますが、現実では、女性で家庭生活を優先、男性で仕事を優先する人が多くなっています。一方で、前回調査に比べ、現実において「仕事を優先している」割合は大きく減少しています。

テレワーク等の働き方の普及を追い風に、一人一人のワーク・ライフ・バランスの実現を進めることが重要です。

ワーク・ライフ・バランスの希望・理想と現実【性別】

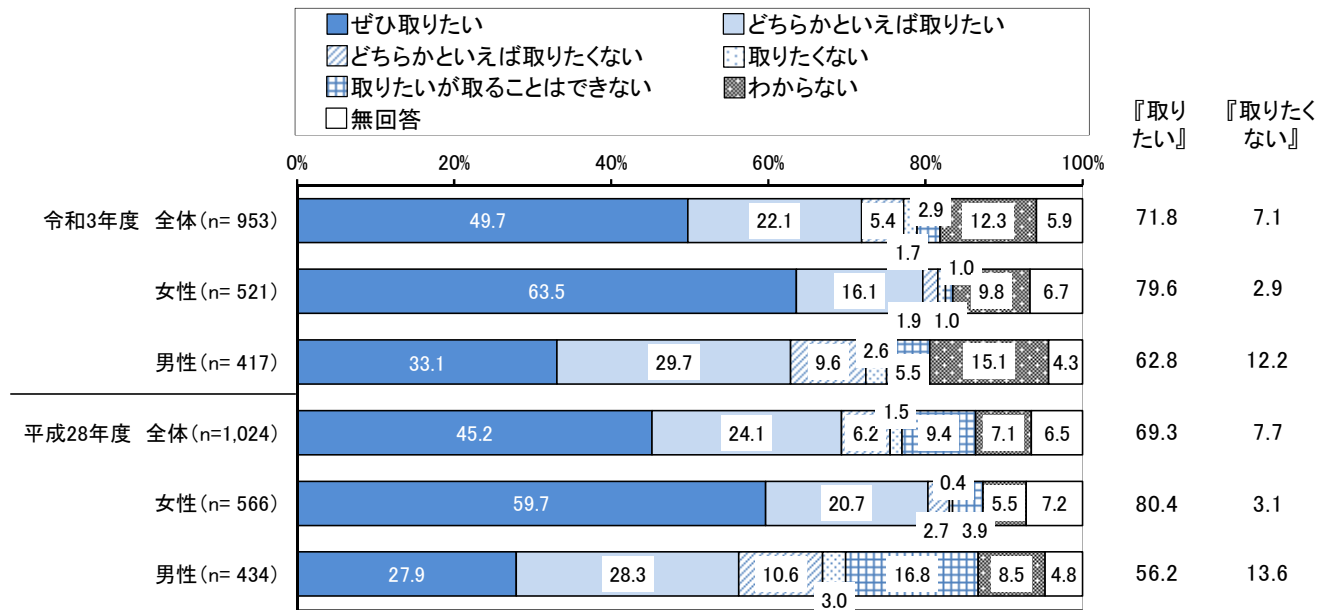


資料: 市民意識・実態調査

育児休業の取得意向については、『取りたい（「ぜひ取りたい」と「どちらかといえ
ば取りたい」の合計）』は、女性で約8割、男性で約6割と、男性では前回調査と比較
して増加しており、反対に「取りたいが取ることはできない」との回答は、特に男性
で大きく減少しています。

男性の育児休業の取得については、男性自身の意識に変化が見られます。男性の育
児や介護休業の取得促進に向け、事業所等への一層の働きかけを行う必要があります。

育児休業の取得意向【経年変化・性別】



資料：市民意識・実態調査

施策の方向性 2-2-① 男女がともに働きやすい職場環境の整備

男女がともに働きやすい職場環境の実現に向けて、労働時間の短縮や柔軟な勤務制度導入の必要性に関する企業への啓発や仕事と家庭の両立支援やテレワーク等の多様な働き方の導入に取り組む事業主の支援に関する情報提供を行います。

◆労働者・事業主に向けた各種情報提供や周知	
取組内容	担当課
労働基準法や男女雇用機会均等法、育児介護休業法などの労働に関連する法制度について、正しい理解と認識を得るためのセミナーの実施等を通じて、男性も女性もともに働きやすい環境の整備に取り組みます。また、労働講座や啓発資料の配布等を通じて、事業主に対して仕事と家庭の両立支援制度の周知を行います。	産業観光課
【具体的な事業内容】 ■各種法律・制度等の周知 ■北本地区県労働セミナーの充実 ■男性の育児休業・介護休業の取得促進 ■両立支援制度の周知 ■経営者、管理職を対象とした研修会の実施	
◆各種ハラスメントの防止	
取組内容	担当課
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、労働者が働きやすい環境整備への支援を行います。	総務課 産業観光課
【具体的な事業内容】 ■庁内における各種ハラスメント防止に向けた啓発 ■労働者・事業主に対する各種ハラスメント防止に向けた啓発	全課
◆多様な働き方の普及啓発	
取組内容	担当課
テレワーク等、仕事と家庭生活の両立を行いやすい多様な働き方の普及を図るため、情報の発信や啓発を行います。	産業観光課
【具体的な事業内容】 ■市民や市内事業者に対する多様な働き方に関する情報発信 新規	

施策の方向性 2-2-② 子育て支援・介護サービスの充実

働きながら子育てや介護に取り組む人が、その希望に応じて必要な支援を受けられることができ、子育て及び介護を地域全体で支えることができるよう、多様なニーズに応じた子育て支援及び介護サービスの充実に取り組みます。

◆地域で支える子育て環境の充実	
取組内容	担当課
働きながら子育てをすることを希望する保護者に向けて、地域での子育て支援を充実します。	子育て支援課 保育課
【具体的な事業内容】 ■保育所の整備 ■延長保育、乳児保育、一時保育の充実 ■病児、病後児保育の充実 ■駅前保育ステーションの充実 ■ファミリー・サポート・センターの充実 ■学童保育の充実	
◆地域で支える介護サービスの充実	
取組内容	担当課
介護者の仕事と介護の両立や、その負担の軽減に向けて、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき高齢者の生活や介護者を支援するためのサービスを充実します。	高齢介護課
【具体的な事業内容】 ■地域包括支援センターの利用促進 ■介護保険制度についての出前講座の開催	

施策の方向性2-2-③ 男性の子育て・介護参加への促進

家事、育児及び介護等の負担は、依然として女性に偏る傾向にあることから、男女がともに家事等を担い、多様なライフスタイルを実現することを双方に意識づける啓発やきっかけづくりに取り組めます。

◆男性の子育て参加への促進	
取組内容	担当課
<p>父親の育児への積極的な参画に向けて子育てガイドの配布や学校等の行事への積極的な参加の働きかけを行います。また、育児を家族で協力して行う要領の周知や機会の提供を行います。</p>	子育て支援課 保育課 健康づくり課
<p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ マタニティセミナーへの家族の参加促進 ■ 父親向けの子育て参加パンフレットの配布 ■ 子育て応援ガイドブックの配布 ■ 男性の学校行事等への参画促進 ■ 保育所親支援事業の充実 ■ PTA 家庭教育学級の充実 ■ 幼稚園家庭教育学級の充実 	
◆男性の介護参加への促進	
取組内容	担当課
<p>要介護者等の家族に向けて、介護に関する知識や介護方法の指導を行うとともに、交流会や教室等を開催することで、介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう支援します。</p>	高齢介護課
<p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護への男性の参画促進のための啓発 ■ 介護者の集いの開催 	

基本的な課題2-3 女性のチャレンジ支援

現状と課題

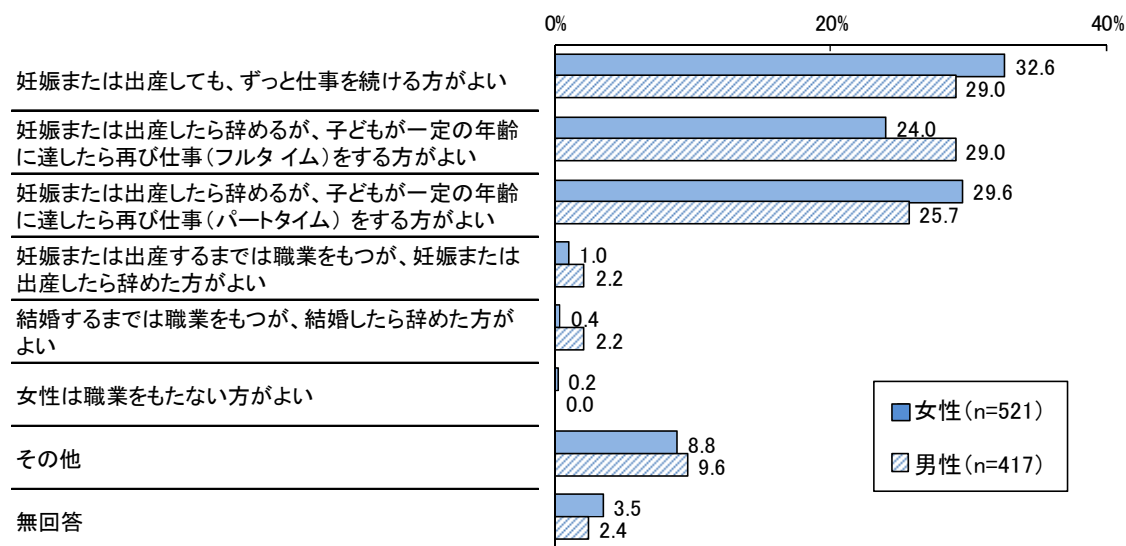
働く場における女性の活躍を推進することは、我が国の経済社会の持続的成長や、企業の競争力強化など、豊かで活力ある社会の実現につながります。本市の女性の労働力率は上昇傾向にありますが、出産から子育て期にあたる30～40歳代の労働力率は、国や県と同様に浅い「M字カーブ」を描いています。

市民意識・実態調査では、女性の働き方について、男女ともに「妊娠または出産しても、ずっと仕事を続ける方がよい」が最も高く、次いで女性は「妊娠または出産したら辞めるが、子どもが一定の年齢に達したら再び仕事（パートタイム）をする方がよい」、男性は「妊娠または出産したら辞めるが、子どもが一定の年齢に達したら再び仕事（フルタイム）をする方がよい」との回答が多くなっています。

事業所アンケート調査においても、女性従業員の就労傾向について「結婚・出産を経ても、働き続けることが一般的になっている」との回答が半数を超えています。

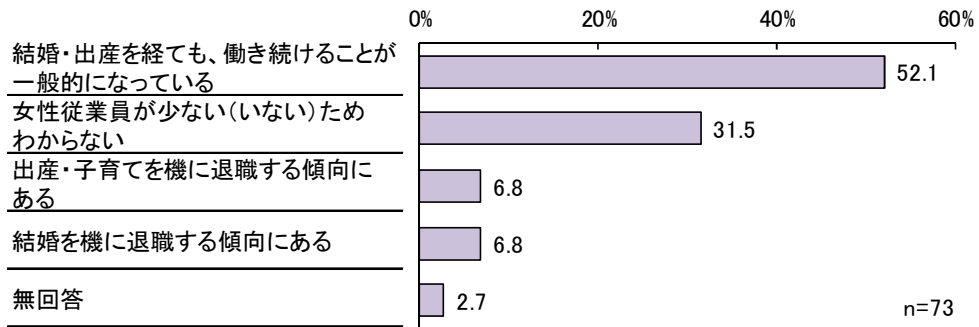
女性の働き方については、妊娠または出産後も働き続けることが一般化しつつありますが、女性がライフステージのどの段階にあっても、各家庭の実情に応じて希望する働き方を実現することができるよう、子育てや介護をしながらでも働きやすい職場における両立支援制度の整備、多様な働き方に対応した情報提供が重要となっています。

女性の働き方について【性別】



資料:市民意識・実態調査

市内事業所における女性従業員の就労傾向



資料:事業所アンケート調査

施策の方向性 2-3-① 女性の就業・起業への支援

女性がライフプランに応じた働き方を実現することができるよう、起業や再就職等に関する相談支援からキャリア形成に向けた支援を行います。

◆女性の就業や起業に対する支援	
取組内容	担当課
<p>商工会や県の女性キャリアセンター等と連携し、女性の起業や再就職のための各種セミナーに関する情報提供や女性の働き方に関する啓発を行います。また、地域で就職したい人が希望と能力に応じた働き方を実現できるよう、きめ細やかな相談や求人情報の提供を行います。</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■女性活躍に関する情報提供 ■女性の起業・再就職支援 ■無料職業紹介所の充実 ■内職相談の充実 	<p>人権推進課 産業観光課</p>

施策の方向性 2-3-② 経済分野における女性の活躍推進に向けた支援

起業や経営をはじめとする経済分野で活躍する女性に関する情報を発信することで女性の参画を促進します。

また、農業や商工自営業等において、女性が経営等に参画できるよう事業者に向けた意識啓発を推進します。

◆経済分野における女性の活躍に関する情報発信	
取組内容	担当課
<p>県の女性キャリアセンターとも連携し、男女共同参画情報紙や市のホームページを通じて、働く女性や働きたい女性のロールモデルとなるような活躍する女性に関する情報を発信し、女性の経済分野への参画につなげます。</p>	人権推進課
<p>【具体的な事業内容】</p> <p>■女性の多様な活躍に向けた情報発信</p>	
◆農工商・自営業・小規模事業所に向けた男女共同参画の啓発	
取組内容	担当課
<p>家族従業者を擁する農業者や個人事業主、小規模事業所等に向け、男女共同参画の意識啓発を図ります。</p>	産業観光課
<p>【具体的な事業内容】</p> <p>■農業に従事する女性への支援</p> <p>■商工自営業等に従事する女性への支援</p>	

基本目標 **3**

あらゆる暴力の根絶

【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】

基本的な課題 3-1 暴力根絶のための意識啓発

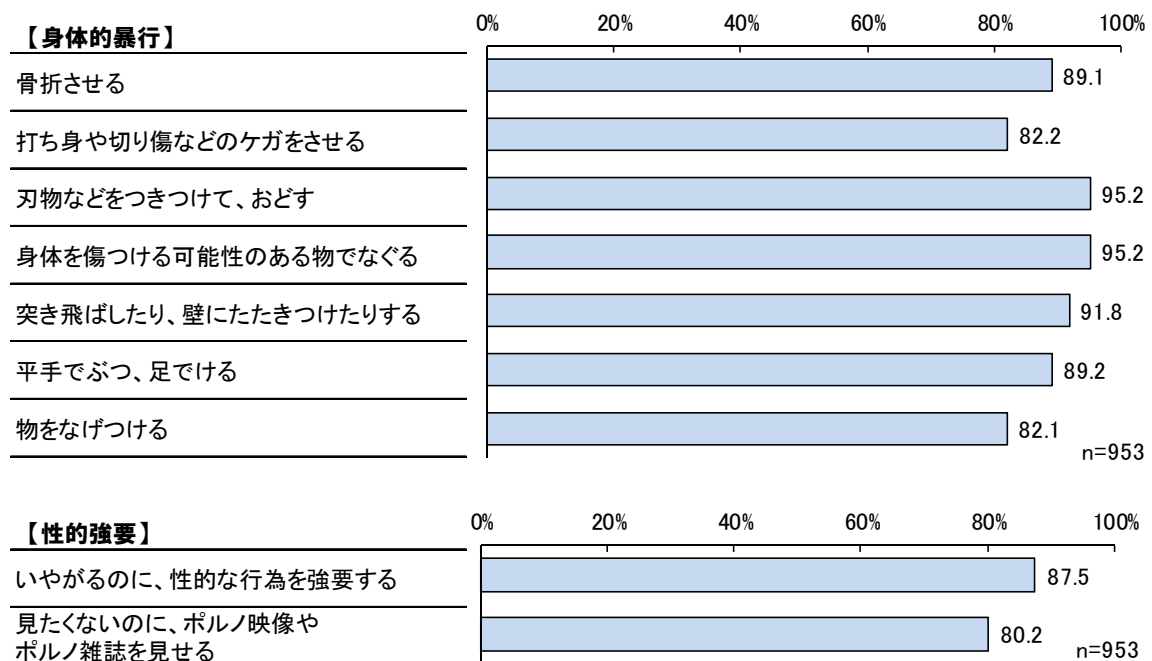
現状と課題

DV（配偶者等からの暴力）や性暴力・性犯罪及び各種ハラスメントは、被害者本人からの訴えがないと、相談窓口の支援につながらず、問題が潜在化しやすい傾向があります。

市民意識・実態調査では、DVと認識される行為について配偶者や恋人同士の間で行われた場合に暴力にあたるかをたずねたところ、「どんな場合でも暴力にあたる」との回答は、ケガをさせるなどの身体的暴行や性的強要では8～9割であるのに対し、何を言っても長期間無視し続けるなどの心理的攻撃や、生活費を渡さないなどの経済的圧迫では6～7割となっています。

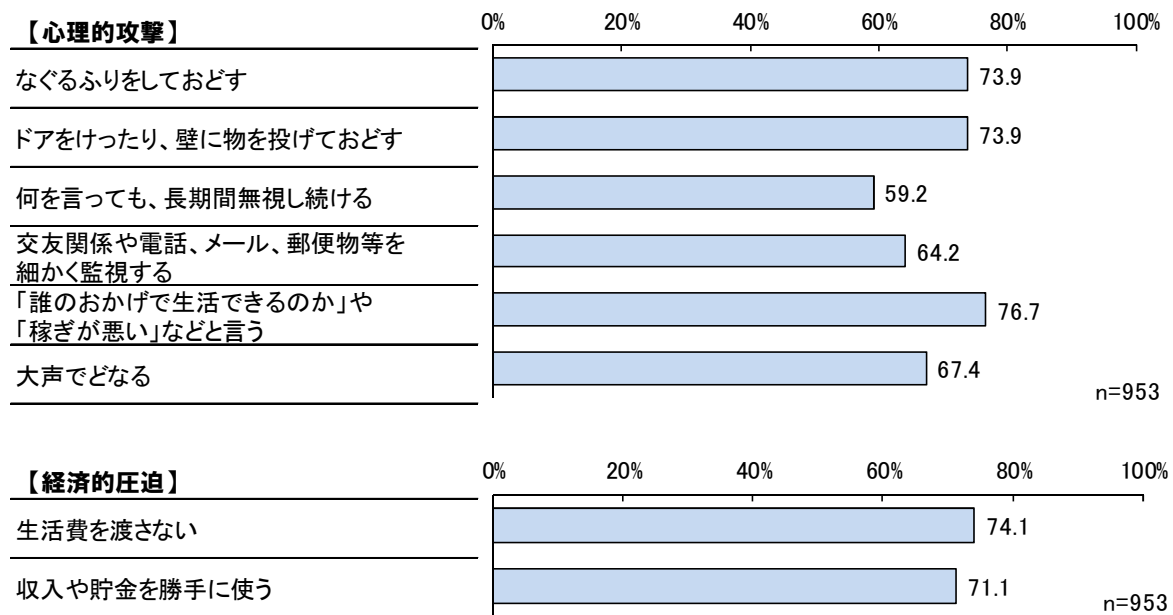
「暴力は人権侵害であり、どのような暴力であっても決して許されるものではない」という認識を高めるとともに、どのようなことがDVにあたるか、また、DVと密接に関連する児童虐待に関する内容を含め、暴力に対する正しい認識の普及など、市全体であらゆる暴力の根絶に向けて取り組むことが重要です。

DVと認識される行為（「どんな場合でも暴力にあたる」の割合）【身体的暴行・性的強要】



資料：市民意識・実態調査

DVと認識される行為(「どんな場合でも暴力にあたる」の割合)【心理的攻撃・経済的圧迫】



資料: 市民意識・実態調査

施策の方向性 3-1-① 意識啓発・広報の強化

DVや性暴力・性犯罪は人権侵害であり、犯罪となる行為であるという問題意識を一人一人が持つことができるよう、あらゆる機会を活用し、継続的に啓発事業を実施します。

◆暴力防止に向けた意識啓発・広報の充実	
取組内容	担当課
広報紙やパネル展などにより、DVや性犯罪・性暴力及び各種ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた啓発活動に継続的に取り組みます。	人権推進課
【具体的な事業内容】 ■DVを防止するための情報発信・啓発活動 ■女性に対する暴力をなくす運動の推進 新規	
◆若年層に向けた広報・啓発の充実	
取組内容	担当課
中高生をはじめとした若年層に向けて、デートDVや性被害の防止のための広報・啓発を充実します。	人権推進課 学校教育課
【具体的な事業内容】 ■デートDV・性被害の防止に向けた若年層への広報・啓発 新規	

施策の方向性 3-1-② 地域における暴力防止対策の推進

地域における様々な団体や事業所の中で、一人一人がDVや性暴力・性犯罪及び各種ハラスメントに対する問題意識を持ち、未然にDV被害を防止するとともに、継続的な見守りや、必要に応じて専門機関につなぐことができるよう、地域における暴力防止対策に取り組めます。

◆地域における暴力防止対策の推進	
取組内容	担当課
<p>農業委員会、人権擁護委員、民生委員、児童委員、自治会、商工会及び老人クラブなどの市内の組織や団体、そのほか市内事業所などに向けて、暴力防止の啓発を行い、地域全体で暴力を許さないという意識の浸透を図ります。</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>■自治会、市民団体等への情報発信</p>	<p>人権推進課 関係各課</p>

基本的な課題3-2 相談体制の充実

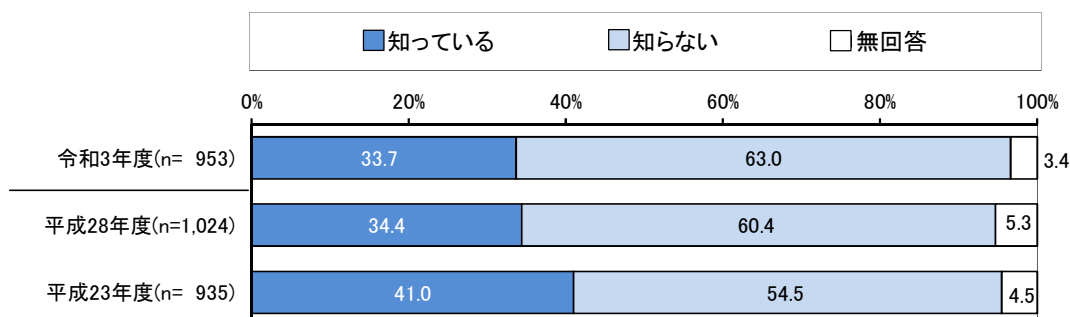
現状と課題

市民意識・実態調査から、DVについての相談窓口の認知度について、経年で比較しても「知っている」割合が徐々に下がっている状況が明らかになっています。

また、DV被害を受けた人の相談状況については、「相談した」割合は女性が約4割、男性で約2割となっており、男性で「相談しようとは思わなかった」との回答が多くなっています。相談ができなかった理由としては、男性で「相談するほどのことではないと思ったから」「自分に悪いところがあると思ったから」などが多くあげられており、相談先としては、女性で警察などの公的機関へ相談が一定数見られるのに対し、男性は公的機関の利用状況が少なくなっています。

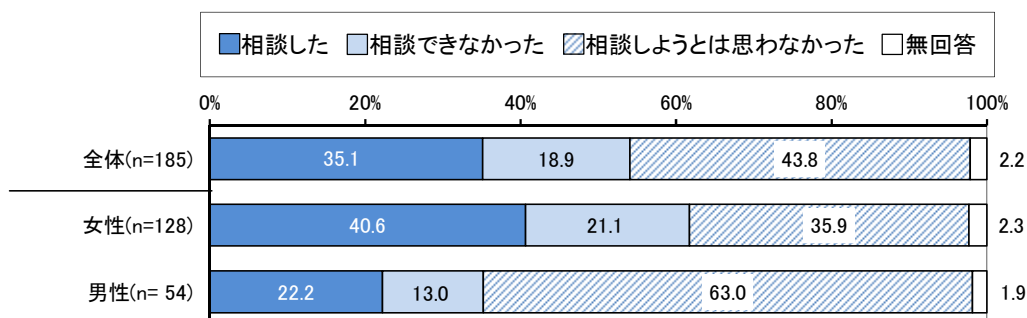
引き続き、市の相談窓口をはじめ、国や県の相談機関を含むメールやSNSを活用した多様な相談方法の周知に取り組むとともに、誰もが気軽に相談することができるよう、相談しやすい体制づくりに取り組むことが重要です。

DVについての相談窓口の認知度【経年比較】



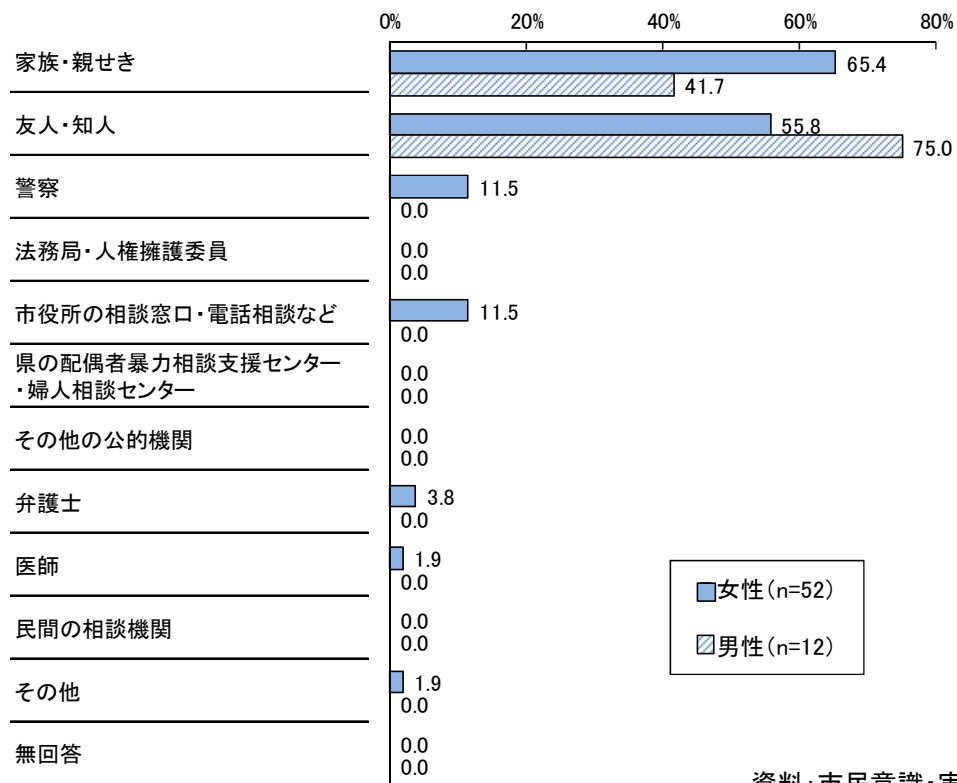
資料：市民意識・実態調査

DVの相談状況【性別】



資料：市民意識・実態調査

DVの相談先【性別】



資料：市民意識・実態調査

施策の方向性 3-2-① 相談体制の充実

DVや性暴力・性犯罪及び各種ハラスメントの被害が深刻化する前に支援につながるような、気軽に相談できる窓口の周知に努めるとともに、相談員の技術向上や、庁内及び関係機関との連携による相談体制の強化に取り組みます。

◆相談窓口の充実と関係機関の連携	
取組内容	担当課
<p>被害者が早期に相談を行い、適切な機関や支援につながるような、庁内各課及び関係機関との連携を図ります。</p> <p>また、SNSの活用などによる、気軽に相談できる多様な相談窓口に関する情報発信を行うことで、早期の相談を促し、暴力被害の長期化や未然防止に努めます。</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 庁内各課と連携した DV 相談の実施 ■ 相談窓口の周知 ■ 家庭児童相談の充実 ■ 教育相談の充実 	<p>人権推進課</p> <p>子育て支援課</p> <p>学校教育課</p> <p>関係各課</p>

◆相談しやすい体制の整備	
取組内容	担当課
<p>対面だけでなく、オンラインや電話など様々な方法により、性別に関わらず相談しやすい体制の整備を推進します。</p> <p>あわせて、相談員や相談担当職員を国や県が主催する研修に派遣するなど、最新の情報に基づいた適切な相談を実施できるよう、相談員の相談技術向上に努めます。</p>	<p>人権推進課</p> <p>市民課</p>
<p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■女性相談の実施 ■各種相談の実施 ■相談員の相談技術向上 ■男性被害者に向けた相談機会の拡充 	

基本的な課題3-3 暴力被害者の保護・支援

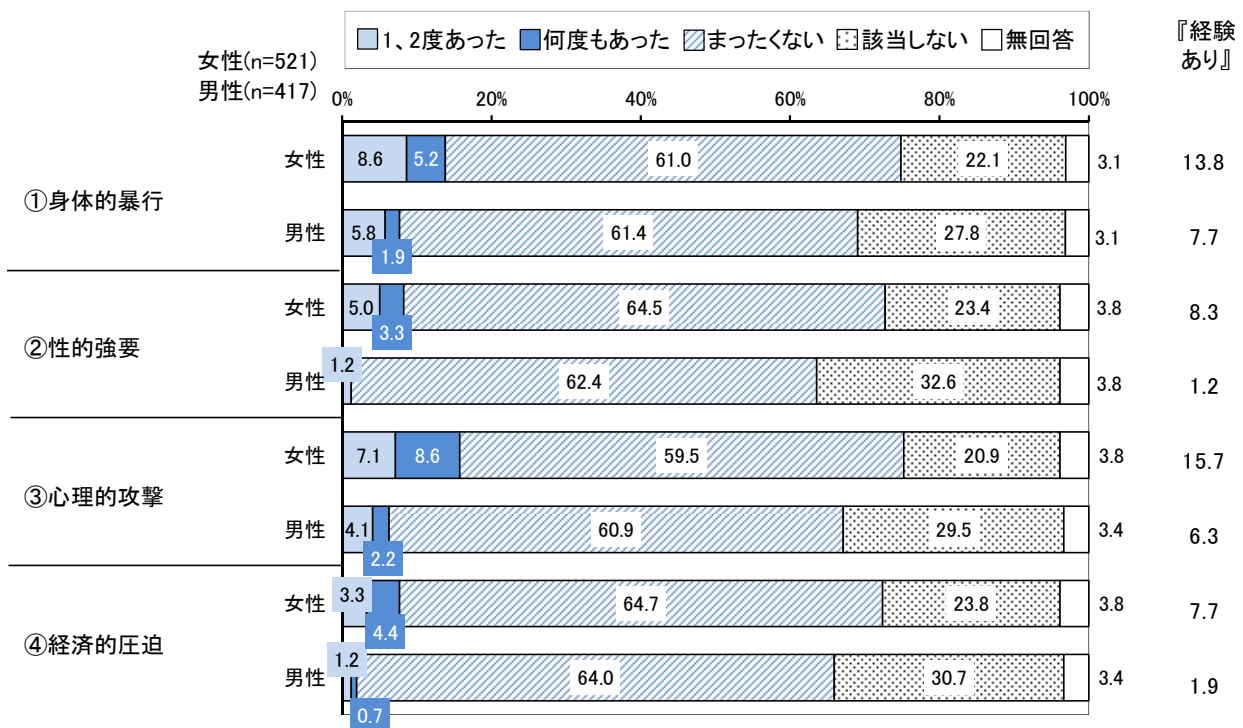
現状と課題

市民意識・実態調査によると、DVと考えられる行為を受けた経験は、全体では身体的暴行と心理的攻撃で約1割、性的強要と経済的圧迫では約5%となっていますが、性別でみると、いずれの暴力の『経験あり』の割合は、女性が男性を上回っています。

また、DV被害の経験がある女性の約4人に1人が、相手の行為により命の危険を「感じたことがある」と回答しています。

DV被害に関しては、被害者の生命に関わる深刻なケースが起こり得ることを念頭に、庁内の各課と連携し、被害者とその子どもの安全を確保する必要があります。また、被害者の心身の回復に向けたケアや経済的な支援等、自立を視野に入れた継続的な支援が重要となります。

DVを受けた経験の有無【性別】



資料：市民意識・実態調査

施策の方向性 3-3-① 被害者の安全確保・緊急避難体制の確保

DV被害者について、加害者によって生命を脅かされる危険性が伴う場合など、被害者を適切に保護し、安全を確保することができるよう、関係機関との連携強化を行います。

◆暴力被害者の緊急時安全確保と対応	
取組内容	担当課
警察署及び緊急一時保護施設との連携を図り、被害者の安全を確保する体制整備に取り組みます。また、DV被害者の子どもに関する安全の確保について、適切に対応することができるよう、要保護児童対策協議会の充実に取り組みます。	人権推進課 共生福祉課
【具体的な事業内容】 ■暴力被害者の緊急時安全確保と対応 ■被害者の子どもに関する安全の確保 ■DV対策連携会議の開催 ■要保護児童対策地域協議会の充実	子育て支援課 学校教育課 関係各課
◆被害者等の届出手続きに関する支援	
取組内容	担当課
DV被害者の二次被害を 방지、市役所での諸手続きを安全かつ迅速に行うことができるよう、窓口に同行するなどの支援を行います。また、住民基本台帳事務における支援措置に基づき、個人情報を適切に取り扱うことで、被害者の安全確保に努めます。	人権推進課 市民課 子育て支援課
【具体的な事業内容】 ■被害者等の届出手続きに関する支援	学校教育課

施策の方向性3-3-② 被害者の自立支援

DV被害者が自立し、安心して暮らすことができるよう、住居の確保や同伴する子どもの教育支援、経済的な自立支援、生活を安定させるための就労支援等、生活基盤の安定に向けた支援を行います。

◆被害者の自立に関する支援の充実	
取組内容	担当課
<p>DV被害者の自立に向けて、関係機関との連携を図り、生活保護制度の適切な運用、手当の申請や保育所入所等の手続きを適切に行うことができるよう支援します。また、必要に応じてDV被害者が同伴する子どもの相談を行うとともに、被害者が同伴する児童の就学等に対応し、学校と連携して適切な心のケアを行います。</p>	<p>人権推進課 市民課 共生福祉課 子育て支援課 保育課 学校教育課</p>
<p>【具体的な事業内容】</p> <p>■被害者の自立に関する支援の充実</p>	

基本的な課題4-1 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

現状と課題

災害は、自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会のあり方（社会要因）により、その被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

過去に発生した大規模災害時には、様々な場面において男女共同参画の視点が不十分であった事例が報告されており、それを受け、国では令和2年に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を公表しています。

防災に関係する課題として、意思決定の場に参画する女性の割合が低いこと、固定的な役割分担意識により、災害時においても子育てや介護などの家庭的責任が女性に偏ることや男性では経済的責任による重圧が高まることなどが指摘されています。

北本市の防災会議委員に占める女性の割合を県央圏域の自治体と比較すると、市は令和3年度11.9%とやや低くなっています。

災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、避難所における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に立った安全及び安心の確保が重要であることを、様々な世代に向けて普及していくことが必要です。

県央圏域自治体における防災会議委員に占める女性の割合（令和3年4月1日現在）

	女性 委員数	総委員数	女性の 割合
県平均	—	—	12.2%
北本市	5	42	11.9%
鴻巣市	6	39	15.4%
上尾市	5	33	15.2%
桶川市	5	28	17.9%

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成
又は女性に関する施策の推進状況

※伊奈町は非公表

施策の方向性 4-1-① 男女共同参画の視点に立った防災・防犯体制の充実

一人一人が、地域の安全を市民全体で守るという共通認識を持ち、誰もが安全及び安心な生活を送ることができるよう、地域ぐるみで取り組む防災及び防犯活動への支援を行います。また、男性と女性それぞれに配慮した、男女共同参画の視点に立った防災及び防犯体制を整備します。

◆自主防災組織や消防団活動等における男女共同参画の推進	
取組内容	担当課
<p>自主防災組織や消防団等への女性の積極的な参加を働きかけるとともに、自主防災組織における女性リーダーの育成を図ります。</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自主防災組織や消防団等への女性の参画促進 ■防災分野における女性リーダーの育成 新規 	くらし安全課
◆男女共同参画の視点に立った避難所運営の促進	
取組内容	担当課
<p>災害時の困難事案やニーズの違いに配慮するため、避難所運営等への女性の参加を促し、指定避難所等の開設や環境整備、災害備蓄品の選定等にあって、女性の意見が反映されるよう努めます。</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■避難所運営等への女性の参画促進 ■男女共同参画の視点に立った避難所づくり 新規 	くらし安全課
◆男女共同参画の視点に立った防犯体制の整備	
取組内容	担当課
<p>警察や防犯協会と連携した防犯指導や啓発活動を通じて、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、自主防犯組織による見守り活動や防犯パトロールを支援します。また、特に女性の被害者が多い振り込め詐欺について、未然防止への周知を図ります。</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自主防犯団体の活動支援 ■防犯意識の高揚に向けた啓発 	くらし安全課

施策の方向性 4-1-② 防災分野の政策決定過程への女性の参画促進

防災や災害対応時における性別による多様なニーズやリスクを反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災及び災害対応に関する政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

◆防災に関する委員会等への女性の参画促進	
取組内容	担当課
地域の防災力向上を図るため、北本市防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画を促進し、女性の意見が反映されるよう努めます。	くらし安全課
【具体的な事業内容】 ■防災分野の協議会・審議会等への女性の参画促進 新規	

基本的な課題4-2 健康で安心して暮らせる環境整備

現状と課題

本市では、高齢化率が年々増加しており、全国及び埼玉県の数値を上回っています。中でも女性の長寿化を受け、女性の高齢者人口の増加が顕著となっています。また、ひとり親家庭については、近年は減少傾向にあるものの、令和2年時点で約300世帯となっています。

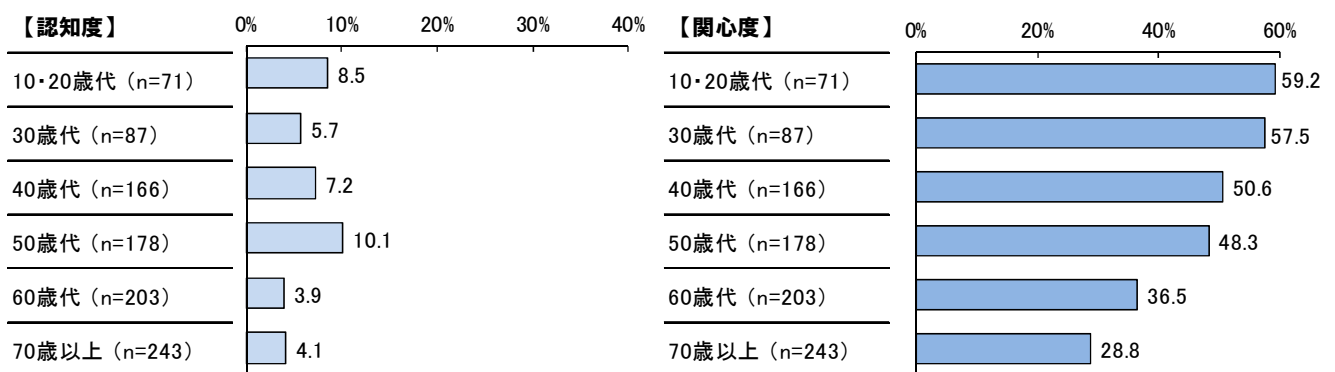
特に女性は、出産や育児による就業の中断や非正規雇用者の割合が高いことに加え、男性に比べ寿命が長く高齢期の単身生活が長い傾向にあるなど、貧困などの生活上の困難に陥りやすいことが指摘されています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、全国的に女性の雇用や所得に大きな影響を及ぼし、女性の貧困が深刻化したといわれています。合わせて、女性が子どもの養育に関する責任を負うことが多い日本では、子どもの貧困も大きな課題となっています。

支援を必要とする人が、地域の中で孤立することなく、相談につながり、住まいや安定した収入を確保することができるよう、セーフティネットの整備を図ることが重要です。

市民意識・実態調査では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）については、「内容を知っている」割合が50歳代を除き1割に満たない数字となっていますが、一方で、若い世代ほど関心が高いという結果となっています。また、女性の性と生殖に関する健康が保障されていると思う割合は、平成28年度の前回調査から変化が見られません。

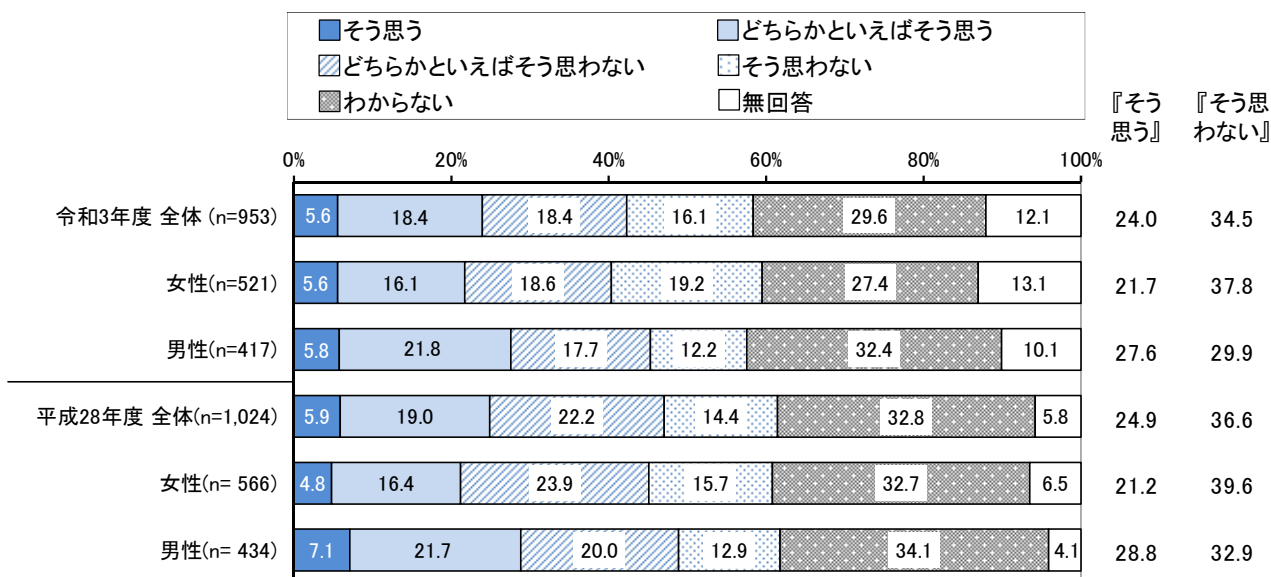
男女がライフステージに応じて、適切な保健及び医療を受けることのできる環境づくりに取り組むとともに、妊娠や出産等に対して正確な知識や情報を入手し、自己決定を行うことができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方について、わかりやすい啓発に努めるとともに、それに基づく取組を推進することが必要です。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度（「内容を知っている」割合）と
関心度（「関心がある」割合）【年齢別】



資料：市民意識・実態調査

女性の性と生殖に関する健康の保障について【経年比較・性別】



資料：市民意識・実態調査

施策の方向性 4-2-① 誰もが安心して暮らし続けるための支援

ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人、生活に困窮する人等、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けやすい状況にある人が、生涯を通じて、身近な地域で安心して生活を送ることができるセーフティネットの整備に取り組まします。

◆ひとり親家庭等への支援	
取組内容	担当課
ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向けて、また、保護者が安心して子どもを育てることができ、経済的な理由で子どもの就学機会が失われることのないよう、経済的支援や日常生活の支援に向けたヘルパー派遣、母子生活支援施設への入所措置、就労支援等を行います。	子育て支援課 学校教育課
【具体的な事業内容】 ■ひとり親家庭等医療費支給事業 ■児童扶養手当支給事業 ■ひとり親家庭等日常生活支援事業 ■母子生活支援施設への入所措置 ■ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ■小中学校における要保護・準要保護家庭に対する補助事業	

◆高齢者への地域生活の支援	
取組内容	担当課
<p>高齢者が要介護状態になることを予防し、地域で健康に安心して暮らし続けることができるよう、介護予防事業・日常生活支援事業や啓発活動、各種の相談に対応します。また、介護保険制度の趣旨について普及啓発を行います。</p>	高齢介護課
<p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■介護予防教室等の開催 ■啓発パンフレットの作成・配布 ■介護保険制度についての出前講座の開催 	
◆障がいのある人への地域生活の支援	
取組内容	担当課
<p>障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、当事者や介護者、家族等からの相談に応えたり、サービスの利用にあたって必要な支援を行うための相談体制の充実に取り組みます。</p>	障がい福祉課
<p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■障害者相談支援事業の実施 	
◆生活に困難がある方への支援	
取組内容	担当課
<p>失業や就職活動の行き詰まり、心身の状況、地域社会との関係性など様々な事情で困窮状態に陥っている人（生活困窮者）を対象に、自立に向けた相談支援や就労に関する支援、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援事業等を行います。</p>	共生福祉課
<p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活困窮者自立支援制度を活用した支援の推進 新規 	

施策の方向性4-2-② 互いの性と生命を尊重する意識づくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、生涯を通じて健康な生活を実現することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の理解促進に向けたわかりやすい意識啓発と、性差に応じた疾病予防・健康づくりに取り組みます。

◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	
取組内容	担当課
<p>女性が自らの性や健康についての自己決定権を持つことができるよう、普及及び啓発活動を行うとともに、母子保健事業による切れ目のない支援を行います。また各学校において性に関する指導の充実を図り、性に関する正しい知識を身につけ、男女が互いに尊重し合う態度を育成します。</p>	<p>人権推進課 健康づくり課 学校教育課</p>
<p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報発信 ■リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発 ■健康教育・性に関する指導の推進 	
◆性差に応じた特有の疾病予防と健康づくりへの支援	
取組内容	担当課
<p>成人健康講座や健康相談等の機会を通じて、男女双方のライフサイクルに合わせた健康づくりの支援を行います。</p> <p>健康診査を受ける機会のない若い女性のために健康診査及び事後指導を行うとともに、性差に応じたがん検診の実施や受診推奨を含めた情報発信を行います。</p>	<p>健康づくり課</p>
<p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■成人健康講座・健康相談の実施 新規 ■乳がん・子宮がん検診等、女性を対象とした検診の実施と受診勧奨 ■前立腺がん検診等、男性を対象とした検診の実施と受診勧奨 	

基本目標 **5**

男女共同参画の推進体制の強化

基本的な課題 5-1 計画の総合的な推進体制の充実

現状と課題

本計画に掲げた内容を実現するためには、国や県等の行政機関と連携しながら、多岐にわたる取組を総合的かつ計画的に展開していく必要があります。また、行政だけではなく、市民、市民団体及び事業者等それぞれの立場から男女共同参画の重要性を認識し、一人一人が推進に向けて取り組むことが重要です。

今後も、計画の着実な推進に向けて、男女共同参画や女性活躍の必要性や重要性に関する全庁的な認識のもとに計画に取り組むことができるよう、市職員への啓発や、ロールモデルとなる職員の育成を行います。その際、市の職員の仕事と子育ての両立や女性職員の活躍に関する行動計画である「北本市次世代育成／女性活躍特定事業主行動計画」との一体的な推進を図ることが求められます。

また、関係機関との連携により、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理体制の強化に取り組むことが重要です。

施策の方向性 5-1-① 庁内における男女共同参画の推進

本市における男女共同参画の推進に向けて、市職員自らがワーク・ライフ・バランスを実現させ、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できるよう、庁内における男女共同参画の視点に立った職場環境の整備に取り組みます。

◆施策の立案や決定の過程における男女共同参画の推進	
取組内容	担当課
行政組織の中での男女共同参画を推進し、施策の立案や決定の過程において男女双方の視点を反映することができるよう、昇任及び昇格等において女性を積極的に登用するとともに、女性のみ男性のみといった、慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に応じた職員配置を行います。	総務課 関係各課
【具体的な事業内容】 ■女性職員の管理職への登用 ■性別にとらわれない職員配置の推進	

◆女性職員の研修機会の拡大	
取組内容	担当課
<p>女性が意思決定部門や政策決定部門へ参画することができるよう、政策形成能力の養成に重点を置いた各種研修に参加できるような体制をつくり、管理職としての能力開発及び意識改革を図ります。</p>	総務課 関係各課
<p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■女性職員の研修機会の拡大 ■職員の能力開発の支援 ■女性管理職による意見交換会の開催 新規 	
◆職員のワーク・ライフ・バランスの実現	
取組内容	担当課
<p>全職員に向けて、育児休業、介護休業、配偶者出産休暇及び短時間勤務制度等、各種制度の定期的な周知を図り、制度の利用を促進します。</p> <p>また、職員の在宅勤務やノー残業デー等の実施によるワーク・ライフ・バランスの推進により、出産や育児における仕事と子育ての両立、また介護をはじめとする支援など、全職員がライフステージに合わせて意欲的に仕事に取り組める職場環境を形成します。</p>	総務課
<p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■男性職員の育児休業・介護休業等の取得促進 ■働きやすい勤務制度の導入による職場環境の整備 	

施策の方向性 5-1-② 庁内推進体制の充実

本市における職員一人一人が男女共同参画の実現を目指すという共通認識を持って職務に当たることができるよう、男女共同参画に関する意識啓発を行います。

◆庁内推進体制の充実	
取組内容	担当課
<p>男女共同参画の推進は、総合行政という視点から推進する必要があることから、横断的な組織での調整をすることで、全庁的に取組を進めます。また市職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたることができるよう研修を実施します。また、職員が仕事と子育ての両立を図り、女性職員が活躍できるよう「北本市特定事業主行動計画」と一体的な推進を図ります。</p>	総務課 人権推進課
<p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■庁内推進体制の充実 ■職員研修の充実 	

施策の方向性5-1-③ 計画の進行管理

本計画の着実な推進に向けて、計画に基づく施策の実施状況の管理と検証を行うとともに、その結果を公表するなど、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

◆PDCAサイクルに基づく計画の進行管理	
取組内容	担当課
<p>計画に基づく施策の実施状況を毎年度把握し、男女共同参画審議会において検証を行うとともに、その結果を年次報告書として取りまとめ、公表するなど、本計画の着実な推進に努めます。</p>	人権推進課
<p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画審議会の開催 ■男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成・公表 	

施策の方向性5-1-④ 国・県・市民・団体・事業者等との協働

男女共同参画の推進に向けた施策は多岐にわたることから、市内団体や事業者等、地域との連携が不可欠です。そのため、市内事業者や団体に対し、意識啓発や情報提供等の支援を行うなど、協働による男女共同参画の推進に取り組みます。また、国や県に対しても働きかけや情報交換等を行うなど、連携して取組を推進します。

◆多様な主体との協働による男女共同参画の推進体制強化	
取組内容	担当課
<p>市民、団体及び事業者に対し、男女共同参画に関する情報を提供するとともに、地域で男女共同参画に関する研修などを行う際の講師を派遣するなど、地域における男女共同参画に関する学びを支援します。</p> <p>また、事業所認証制度により、事業者の活動を支援します。</p>	人権推進課
<p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■市内事業者・団体等への男女共同参画に関する情報提供 ■国・県との連携 ■研修等への講師派遣 ■男女共同参画の推進等に取り組む事業所認証制度の運用・周知（再掲） 	